

別表第1 切土に対する標準のり面勾配

地山の土質		切土高	勾配
硬岩			1 : 0.3 ~ 1 : 0.8
軟岩			1 : 0.5 ~ 1 : 1.2
砂	密実でないもの又は粒土分布の悪いもの		1 : 1.5 ~
砂質土	密実のもの	5 m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		5 mから10 m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの	5 m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5 mから10 m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
砂利又は岩塊混 じり砂質土	密実のもの又は粒土分布のよいもの	10 m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		10 m ~ 15 m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの又は粒土分布の悪いもの	10 m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		10 m ~ 15 m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
粘性土		10 m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.2
岩塊又は玉石混 じりの粘性土		5 m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5 mから10 m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5

別表第2 放流水等の水質検査項目及び分析方法

物質の種類又は項目	許容限度
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.2 mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下
シアン化合物	1 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン (シス体及びトランス体の合算とする。)	0.4 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.02 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下

1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 0 6 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0. 0 2 mg/L 以下
チウラム	0. 0 6 mg/L 以下
シマジン	0. 0 3 mg/L 以下
チオベンカルブ	0. 2 mg/L 以下
ベンゼン	0. 1 mg/L 以下
セレン及びその化合物	0. 1 mg/L 以下
ほう素及びその化合物	1 0 (5 0) mg/L 以下
ふつ素及びその化合物	8 (1 5) mg/L 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 0 0 (2 0 0) mg /L 以下
水素イオン濃度	5. 8 ～ 8. 6 mg/L 以下
生物化学的酸素要求量	6 0 mg/L 以下
化学的酸素要求量	9 0 mg/L 以下
浮遊物質	6 0 mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	3 0 mg/L 以下
フェノール類含有量	1 mg/L 以下
銅含有量	3 mg/L 以下
亜鉛含有量	2 mg/L 以下
溶解性鉄含有量	1 0 mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	1 0 mg/L 以下
クロム含有量	2 mg/L 以下
大腸菌数	日間平均 8 0 0 コロニー形成単位/mL 以下
窒素含有量	1 2 0 (日間平均 6 0) mg/L 以下
燐含有量	1 6 (日間平均 8) mg/L 以下
ダイオキシン類	1 0 pg - TEQ/L 以下
備考	
1 放流水等に係る水質検査（ダイオキシン類の水質検査を除く。）の方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 4 9 年 9 月環境庁告示第 6 4 号）の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定める方法とする。 2 ダイオキシン類の水質検査の方法は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 1 1 年 1 2 月 2 7 日総理府令第 6 7 号）第 2 条の規定による。	

3	【 】内の値は、平成14年4月1日から当分の間適用する。
4	「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
5	生物化学的酸素要求量については河川に、化学的酸素要求量については湖沼に放流する水について適用する。
6	「日間平均」による排水基準値は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
7	窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
8	リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

別表第3 地下水の水質検査項目及び分析方法

物質の種類又は項目	許容限度
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
総水銀	0.0005mg/L以下
カドミウム	0.003mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン（シス体とトランス体の合算とする）	0.04mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 0 0 6 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0. 0 0 2 mg/L 以下
チウラム	0. 0 0 6 mg/L 以下
シマジン	0. 0 0 3 mg/L 以下
チオベンカルブ	0. 0 2 mg/L 以下
ベンゼン	0. 0 1 mg/L 以下
セレン	0. 0 1 mg/L 以下
備考 1 第 7 条第 2 項第 2 号に規定する地下水に係る水質検査の方法は、次に掲げるとおりとする。 (1) 地下水等検査項目 平成 9 年 3 月環境庁告示第 1 0 号別表の項目の欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法 (2) 電気伝導率 日本産業規格 K 0 1 0 2 - 1 の 1 3 に定める方法 (3) 塩化物イオン 日本産業規格 K 0 1 0 2 - 2 の 6 に定める方法 (4) ダイオキシン類 日本産業規格 K 0 3 1 2 に定める方法 2 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。	

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

25 25 25 25 25 25	産業廃棄物の最終処分場（〇〇型）			
	産業廃棄物の種類			
	埋立処分の期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
	管 理 者 名 (技術管理者名)		連絡先	
	処理施設設置者名		連絡先	
	設 置 許 可 処 分 業 許 可	年 月 日	高崎市第 一 号 年 月 日 第 号	
50		50	25	75

- 注 1 寸法の単位はセンチメートルとする。
- 2 材質は耐水性のもので強度が十分であるものとする。
- 3 塗装は下地を白色とし、文字は黒色とする。

別記様式第2号（第5条関係）

産業廃棄物の中間処理施設			
産業廃棄物の種類			
処理方法・能力			
管理者名 (技術管理者名)		連絡先	
設置者名		連絡先	
設置許可 処分業許可	年 月 日 高崎市第 ー 号 年 月 日 第 号		

寸法: 15, 22.5, 7.5, 15

注1 寸法の単位はセンチメートルとする。

2 材質は耐水性のもので強度が十分であるものとする。

3 塗装は下地を白色とし、文字は黒色とする。

4 技術管理者をおくことを要する中間処理施設にあっては、「管理者名」とあるのは「技術管理者名」とする。

別記様式第3号（第6条関係）

産業廃棄物の積替え又は保管施設			
産業廃棄物の種類			
積替・保管の方法	最大保管容量 最大保管高さ		
管理者名		連絡先	
設置者名		連絡先	
収集運搬業許可	年 月 日 第 号		

寸法: 15, 22.5, 7.5, 15

注1 寸法の単位は、センチメートルとする。

2 材質は耐水性のもので強度が十分であること。

3 塗装は下地を白色、文字は黒色とする。

4 最大保管高さは、屋外で容器を用いずに産業廃棄物を保管する場合に記載すること。